

## ＜炉物理部会規約＞

昭和 42 年 9 月 25 日 第 95 回理事会,研究連絡会決定

昭和 58 年 7 月 26 日 一部改定

平成 5 年 12 月 研究部会移行

専門分野別研究部会規定（規定第 11 号）により、炉物理部会を本規約により設置し運営する。

（目的）

第 1 条 炉物理部会（以下本部会）は、炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とする。

（部会員）

第 2 条 学会正会員および学生会員は本部会員となる資格を有する。

第 3 条 本部会に参加を希望する会員は、所定の事項を記入した入会申込書に部会費を添えて、事務局に申し出る。なお、退会の際はその旨を事務局に通知する。

（運営費、部会費）

第 4 条 本部会の運営費には、部会費,事業収入,寄付,その他をもってあてる。

第 5 条 運営費については、企画委員会の了承を経て理事会に報告し、その承認を得ることとする。

（総会）

第 6 条 総会を年 1 回以上開催し、本部会の事業,予算,運営等の重要事項について承認を得るものとする。

第 7 条 本部会の運営は、学会正会員の本部会員より選ばれた部会長、副部会長各 1 名および幹事若干名からなる運営委員会が行う。運営委員の任期は別に定める。

第 8 条 事業の実施のため、運営委員会のもとに小委員会を設けることができる。

（事業）

第 9 条 本部会は次の事業を行う。

- (1) 定期的に部会報を発行する。
- (2) 随時、技術情報提供等のためのニュースレター等を発行する。
- (3) 学会の学術講演会に積極的に参加する。
- (4) 関連する専門研究委員会、特別専門研究委員会等の活動を積極的に支援する。
- (5) 討論会、研究発表集会等を開催し、優秀な発表論文については、学会誌への投稿を積極的に奨励する。
- (6) 関連する国内外の学協会、諸機関との共催による研究集会の企画、実施を行い、国内および国外研究協力を積極的に進める。
- (7) 年 1 回以上、セミナーを開催する。

(8) 炉物理の理解を一般に広めるため、随時、講演会、見学会等を開催する。

(9) その他、適切な事業は随時、実施する。

(変更)

第10条 本規約の変更は、運営委員会の発議に基づき、総会での承認を要する。

(本部会は、昭和42年9月25日に研究連絡会として発足し、平成5年12月に専門分野別研究部会に移行)